

品質管理システム概要書（2021年7月1日現在）

監査事務所名 ひびき監査法人
代表者名 安 岐 浩 一

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理担当責任者が品質管理システムの整備及び運用に関する責任を負い、理事長が当法人の品質管理システムに関する最終的な責任を負っております。

【不正リスクへの対応】

当法人の品質管理システムは、不正リスク（財務諸表監査における不正による重要な虚偽表示リスク）に対応する品質管理を含んでおり、理事長が不正リスクへの対応に関する品質管理システムについても最終的な責任を負っております。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

倫理規則第2条に基づき、誠実性、公正性、専門能力、正当な注意、守秘義務、職業専門家としての行動等の職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定め、これを全ての専門要員が遵守することを求めています。

(2) 独立性

当法人及び専門要員が職業倫理に関する規程に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確認するために、独立性の保持のための方針及び手続を定めております。

当法人及び専門要員が、倫理規則等で定める独立性の規程を遵守していることを確認するため、毎年、独立性の保持のための方針及び手続に関する確認書である倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」により利害関係の有無を調査し、提出を求めています。

(3) ローテーションの方針及び手続

大会社等及び一定規模以上の関与先の監査業務について、公認会計士法及び倫理規則等に準拠した規程を定め、その主要な担当者（監査責任者、審査担当者等）に対してローテーションを実施しております。対象となる同一関与先に対して、継続関与期間は7会計期間、インターバル期間は最低2会計期間、大会社等の筆頭業務執行社員のインターバル期間は5会計期間としております。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

契約の新規の締結及び更新に関する方針及び手続を定め、独立性の確認手続の実施及びリスク評価に応じた承認を受けることを義務付けております。

【不正リスクへの対応】

契約の新規の締結又は契約を更新する場合は、不正リスクへの対応を含むリスク評価を実施することとしております。新規の契約締結の場合は、品質管理部において不正リスクへの対応を含むリスク評価を実施し、契約締結の判断に重要な影響を及ぼす事項についての検討結果を社員会（特にリスクが低い場合は理事会）に報告し、契約締結に関する承認を得ることとしております。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

専門要員の採用に関する方針及び手続を定め、業務遂行に必要な適性、能力及び職業倫理を備えた誠実な人材を採用しております。

教育・訓練については、専門要員の能力及び適性を高めるため、適宜、研修会を開催し、継続的専門研修制度の完全履修を義務付けております。また、監査責任者は監査現場において、専門職員の指導に注力することとしております。

専門要員の評価については、評価に関する方針及び手続を定め、専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理（独立性を含む）を遵守することを正当に評価することとしております。

専門要員の選任については、監査責任者はその職責を果たすために適切な能力、適性、経験、独立性及び権限を保持し、十分な時間を確保することができる者を、また、専門職員は監査実施の能力、適性、経験、独立性を保持し、十分な時間を確保することができる者をそれぞれの監査業務に選任することとしております。

【不正リスクへの対応】

専門要員の教育・訓練については、監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるように、不正リスクへの対応を研修カリキュラムに織り込んでおります。

監査業務の不正リスクが高いと評価された場合には、不正に関する知識や監査経験の豊富な専門要員を選任し、監査チームを編成することとしております。

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当法人は、監査業務の品質を確保するために、我が国の監査の基準に準拠した監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアル及び品質管理規程に定めております。

当該方針及び手続には、監査の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲の方法、監査調書としての記録及び保存の方法等を含めております。

【不正リスクへの対応】

不正リスクに適切に対応できるように、「監査における不正リスク対応基準」等を当法人の監査業務の実施に関する方針及び手続に反映しております。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

専門性が高く、判断に困難が伴う重要事項や見解が定まっていない重要事項については、監査責任者は事前に審査担当者に当該事項を相談し、必要な場合には品質管理部へ問合せを行うこととしております。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、品質管理部へ報告し、必要な場合には当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者より専門的な見解を得ることとしております。

(3) 審査の方針及び手続

審査については、社員会において、審査対象会社の監査業務に従事せず、かつ、監査責任者と同程度以上の専門的能力と実務経験を有する社員を関与先毎に審査担当者を選任しております。審査担当者は、監査計画、監査意見形成に係る問題点の有無及び監査意見の形成について、監査責任者との討議、裏付けとなる監査調書の検討及び財務諸表とその監査報告書の検討により審査を実施しております。

更に、継続企業の前提の検討、重要な会計方針の変更や見積りの変更など決算に及ぼす影響の大きい重要な項目については、複数社員により構成される上級審査会において上級審査を行うこととしております。

また、監査責任者と審査担当者との間の判断の相違又は判断が困難な重要事項等がある場合も、上級審査会による上級審査を実施しております。なお、上級審査会の審査によってもなお慎重な判断を必要とする事項等がある場合は、社員会において審査を実施しております。

【不正リスクへの対応】

不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、審査担当者は修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて検討し、上級審査会において上級審査を行うこととしております。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

監査上の判断の相違が生じる虞のある事項を認識した場合には、適時に、監査責任者は審査担当者に事前に相談を行い、審査担当者と監査上の判断の相違が生じないように努めますが、それでも監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が解消できないときには、臨時で開催される上級審査で協議し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置を講じることとしております。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

監査ファイルは、原則として、監査報告書ごとにまとめております。監査ファイルの最終的な整理を完了する期限は、監査報告書日（監査ファイルに複数の監査報告書が含まれる場合には、いずれか遅い監査報告書日）から 65 日を超えないものとしております。

監査調書は、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保して管理しております。

監査調書は 10 年間保存し、廃棄に関する手続に従って廃棄しております。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

品質管理システムに関する方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために品質管理システムの監視を行っております。

品質管理システムの監視は監査事務所としての品質管理システムが適切に整備され、有効に運用されていることを日々継続的に監視する「日常的監視」と所定の品質管理の方針及び手続に準拠して個々の監査が実施されているか否かを検討する「定期的な検証」から構成されております。

「定期的な検証」は、社員会において関与先毎に品質管理担当社員を選任し、毎年度、循環的に実施しております。検証のサイクルは、3 年を超えない期間とし、一つの検証のサイクルの中で、一人の業務執行社員に対して少なくとも一つの監査業務を検証の対象として選定しております。

【不正リスクへの対応】

不正リスクへの対応状況（監査契約の新規の契約及び更新、不正に関する教育・訓練、業務の実施、監査事務所間の引継）について、当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめております。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

当法人は、品質管理システムの監視によって発見された不備の影響を評価し、改善を要する事項を検討し、適切な措置をとっております。品質管理担当責任者は、監査責任者及びその他の適切な者に対して、発見された不備とこれに対する適切な是正措置を伝達することとしております。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人内外からもたらされる情報に適切に対処するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めております。この方針及び手続の一部として、当法人は、専門要員が不当な取扱いを受けることなく不服と疑義の申立てを行うことができるように、明確に定められた内部通報等の制度を定めております。

【不正リスクへの対応】

不正リスクに関連してもたらされる情報についても、内部通報等の制度を用いて適切に対応しております。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われるために、監査人の交代に関する監査業務の引継について、方針及び手続を定めております。

【不正リスクへの対応】

当法人が前任監査人となる場合、後任監査人に対して、不正リスクへの対応状況も含め、監査上の重要な事項を伝達するとともに、後任監査人から要請のあったそれらに関連する監査調書の閲覧に応じるように定めております。

当法人が後任監査人となる場合、前任監査人に対して監査人の交代理由及び不正リスクへの対応状況等について質問するように定めております。

また、不正リスク対応基準が適用となる監査業務について、監査チームが実施した監査事務所間の引継の状況については品質管理部に報告することとしております。

8. 共同監査の方針及び手続

共同監査の監査業務の質を合理的に確保するために共同監査に関する方針及び手続を定めております。共同監査を行う他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の質を合理的に確保するものであるかどうかを、当法人が、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに、必要に応じて監査業務の実施の過程において確かめております。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

合併後は同一の品質管理システムの方針及び手続により運用しております。

以 上

※ この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。

